

京都市教育長訓令甲第8号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局職員安全衛生規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、教育長のほか、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する者（同法第22条の2第1項第1号に掲げる者であつて、別に定めるものを除く。）であつて、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関（学校及び幼稚園を除く。以下同じ。）に勤務するものをいう。

第6条第3項中「長」の右に「又はこれに準じるとして別に指定する者」を加える。

第15条第1項中「第6条及び第11条」を「第7条及び第12条」に改める。

第17条中「第15号第1項」を「第15条」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)